

平成 29 年度

竿釣漁場と管理漁場の変更

●竿釣漁場の廃止の場所

- ※ 山崎町清野橋橋桁の上にある標柱から上流、一宮町嶋田にある清野高压線下にある標柱までの区域
- ※ 山崎町五十波、三津井堰より下流 300m の地点で藤井店の前にある標柱までの区域

●竿釣漁場の新設

- ※ 山崎町川戸と新宮町香山にある盗人岩の上にある標柱までの区域
- ※ 一宮町、パチンコ一宮会館裏にある標柱から曲里井堰 (三方川) の標柱まで

●管理漁場の廃止に伴う扱い

- ※ **越部管理漁場** (中間付近の標柱《センター裏》～下流の標柱まで)
竿釣専用区となります。上流側は解放します。
- ※ **小玉管理漁場** (中間付近の標柱～上流の標柱まで)
竿釣専用区になります。下流側は解放します。

●山崎地区雑魚の網入れについて

- ※ 12月1日～2月末日まで網入れ可能です。

大鮎を育てる保護区あり!

一宮安積井堰(神野頭首工)上流側にある
標柱から上流須行名の板橋までの区域

5月26日解禁日~8月9日まで入川禁止

8月10日より竿釣り可能となります。

山崎町下比地の香山井堰にある標柱から
下流山崎町川戸の樋門までの区域

5月26日解禁日~8月31日まで入川禁止

9月1日から竿釣り可能となります。

上下中に看板があります。